

第7節 高齢者対策

1 高齢者対策

高齢者に対するサービスの主体は市町であり、県では市町の後方支援として、市町の実態や要望に応じ研修会等を企画・開催している。(関係法令：地域保健法 第6、8条)

平成30年度

月日・会場	内 容	参 加 者
平成31年3月20日（水） 14:00～16:00 南加賀保健福祉センター 大会議室	地域包括ケアシステム推進のための研修会 ○報告 南加賀管内市町における地域包括ケア推進に向けた取組み 報告者 小松市長寿介護課 主幹 角地 孝洋 氏 加賀市地域包括支援センター 所長補佐 西 ミキ 氏 能美市我が事丸ごと推進課 主査 南 由美子 氏 川北町福祉課 課長補佐 深堀 由起子 氏 ○講演「住民の得意を活かせ！～“みんなの暮らしをみんなで守る”地域包括ケアのつくり方～」 講師 香川県まんのう町 国民健康保険造田歯科診療所 歯科衛生士 丸岡 三紗 氏	管内の市町関係課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、調剤薬局、在宅医療連携グループ、地域医療コーディネーター、介護支援専門員、保健所職員等 58名